

自分の意思が 社会を創る

—主権者教育の手引き—



川崎市教育委員会

注) ホームページ掲載用に圧縮しております。



手引きの活用にあたって

平成27年6月、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられたことに伴い、若者が有権者として求められる力を身に付けるための教育（主権者教育）の推進がより一層求められています。そのため、総務省・文部科学省は高校生用の副教材「私たちが拓く日本の未来」を作成し、全ての高校生に配布しました。この副教材では、高校生が身に付けることが期待される公民としての資質や能力について、①現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成、②違法な選挙運動を行うことがないような選挙制度の理解を図ることを示しています。

川崎市におきましても、子どもたちが有権者として求められる力をしっかりと身に付けることが、これまで以上に重要になっていくと考えています。そのためには、高等学校において、政治的教養を育むことや選挙制度の理解を図るとともに、小・中学校においてもそれぞれの発達段階に応じて主権者教育の視点を盛り込んだ学習を適切に進めていく必要があります。本冊子「自分の意思が社会を創る」は、各学校が主権者教育を教育課程に位置付け、授業実践をしていくための指導資料として活用できるよう作成いたしました。

本冊子は、小・中学校の内容については、社会科、特別活動、総合的な学習の時間の中で、主権者教育の視点を取り入れた指導の在り方について実践例を中心に記載しています。高等学校については、公民科や特別活動、総合的な学習の時間に、総務省・文部科学省が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」をより効果的に活用していくための視点等について示しています。

また、主権者教育の指導にあたり、教員が身に付けておくべきこととして、公職選挙法改正の背景や政治的中立性の確保に関すること、高校生の政治的活動に関すること等を記載しています。加えて、より実践的な指導を可能にするため、議会局や選挙管理委員会の取組も記載しています。

川崎市の子どもたちが有権者として求められる力をしっかりと身に付けて社会に巣立てるよう、各学校におかれましては、本冊子「自分の意思が社会を創る」を十分にご活用いただき、主権者教育に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

■ もくじ

1	川崎市の主権者教育	2
2	大切にしたい学習活動	4
3	小・中・高等学校を見通した指導の在り方	6
4	指導にあたって	8
5	政治的中立性の確保について	10
6	実践例	
	小学校	
	社会科	12
	特別活動	14
	総合的な学習の時間	16
	中学校	
	社会科	18
	特別活動	20
	総合的な学習の時間	22
	特別支援学級・特別支援学校	24
	高等学校	26
7	参考資料紹介	
	文部科学省	28
	川崎市議会	32
	川崎市選挙管理委員会	34

1

川崎市の主権者教育

●自分の意思が社会を創る

公職選挙法が改正され、選挙年齢が満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられることとなり、学校においては政治的教養を育む教育を一層推進することが求められています。

川崎市では、主体的な社会参画の姿勢の育成を目指し、そのために、政治や社会の諸問題や地域課題に関心をもつことと、社会や地域の一員としての自覚を高めることの2つの視点での教育を推進していきます。

具体的な姿の一つとして、子どもたちが日常の場面において、友達同士で、あるいは家族で、そして時には地域の方々と共に、社会問題や政治問題を論じたり、地域課題や学校の問題について語り合ったりする姿や地域課題に向き合い主体的に行動したりしていく姿を描いています。

このような姿を実現していくために川崎市では、子どもたちの意識の中に「自分の意思が社会を創る」という思いを芽生えさせ、育てていく教育を大切にしていきます。「自分の意思が社会を創る」という思いは、社会問題や地域課題について、「自分はどうか考えるか」「友達や家族はどう思っているのか」「自分の考えを伝えてみよう」等の課題意識を抱くこと、そして「自分は何かができるのか」「自分でできることをしてみよう」「自分の力でよくすることができる」という、主体的な社会参画の姿勢を育むことにつながるものと考えています。そこで、本市の主権者教育の手引きとなる本冊子は「自分の意思が社会を創る」というテーマとして掲げることとしました。

●4つの学習活動「気付く」「話してみる・聞いてみる」「実践する」「振り返る」

「自分の意思が社会を創る」という思いを育むために、主に社会科や公民科、特別活動、総合的な学習の時間に「気付く」「話してみる・聞いてみる」「実践する」「振り返る」という活動が大切になります。

「気付く」とは、身近な問題や世の中で実際に起こっている出来事を自分のこととして捉え、課題意識をもつことです。「話してみる・聞いてみる」は、自分が感じたことや考えたことを話したり、周囲の考えを聞いたりしながら、考えを修正したり、より確かなものにしていくことです。「実践する」とは、気付き考え、周囲と語り合う中で、自分にできることを考えたり、実際に行動したりする活動です。そして「振り返る」とは、実践や学んだことを振り返り、次の活動につながるよう意識を高めていく活動です。

これらの4つの「気付く」「話してみる・聞いてみる」「実践する」「振り返る」という活動を通して、成就感や達成感を得ることは、またやってみようという意欲や自分にもできるという自信を高め、「自分の意思が社会を創る」という思いを育むとともに、自己肯定感の向上にもつながるものと考えています。

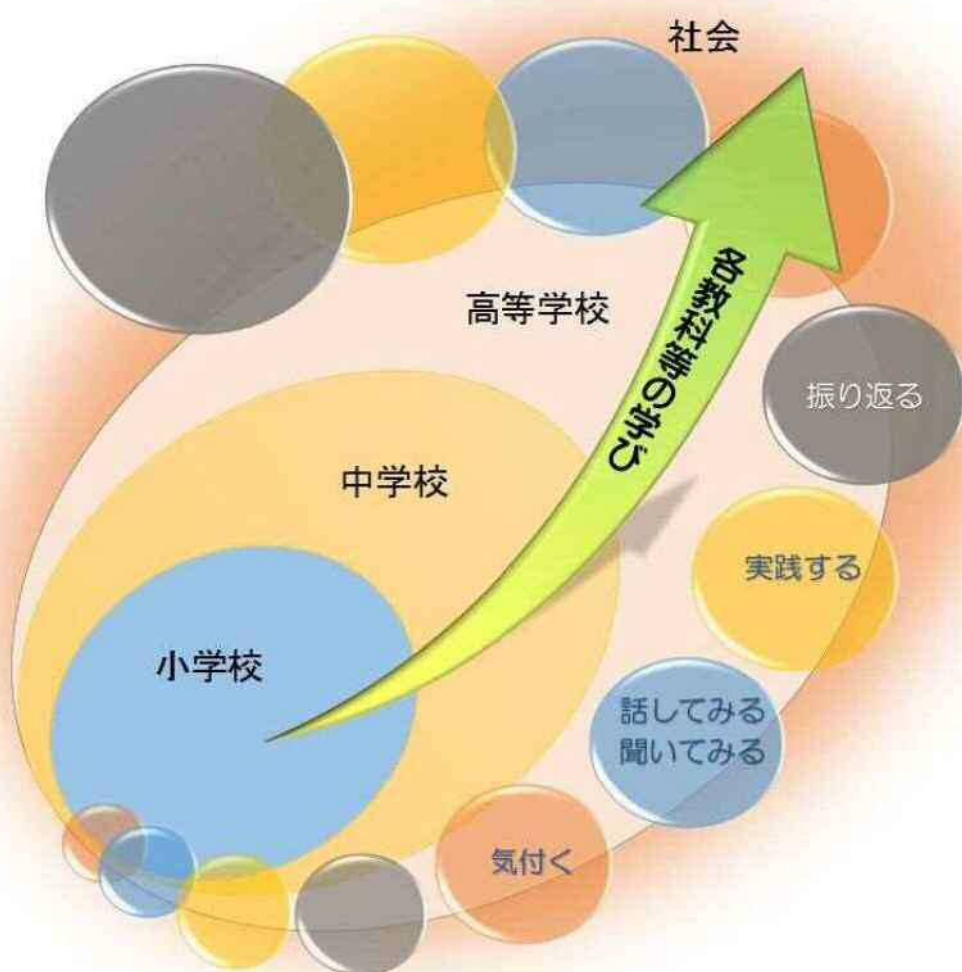
主体的な社会参画の姿勢の育成

政治や社会、地域課題への
関心の高まり



社会や地域の一員としての自覚

自分の意思が社会を創る



2

大切にしたい学習活動

「気付く」

自分の生活や社会の出来事に気付き、それがなぜそのようになっているのか、課題意識をもちます。

- 身近な生活の中の諸課題
- 地域の諸課題
- 社会問題

等



「話してみる・聞いてみる」

気付いたことを、様々な視点から考えるために、友達や家族、地域の方、専門家の方等と話してみたり、聞いてみたりします。

- 気軽に話す
- 根拠をもとにした話し合い
- 解決に向けた話し合い

等



「実践する」

話してみたり、聞いてみたりしたことから、自分の考えをまとめた上で「何ができるか」について考えていきます。状況を改善するため、実際に行動に移していくことも考えられます。

- 意識化、態度化
- 地域の活動への参加
- 活動の内容を自ら考え実践

等



「振り返る」

単元全体を振り返り、学習活動を通して自分にもできるという自信や、またやってみようという意欲をもつことは、将来の生き方につながっていきます。

- 学級、学校、地域、社会の一員としての自覚
- 達成感、自分のよさや可能性
- 将来の自己の生き方につながる

等



● 普段の授業に「少しの工夫」を



普段の授業を次の視点から見つめてみましょう。
「少しの工夫」が「主権者教育」につながります！

❓ 「気付く」ためには…

- 「どうしてだろう?」「なぜかな?」と「?」が生まれる授業にしましょう。
- 具体的な事例、身近な事例等を取り上げ、子どもたちの活動を工夫しましょう。
- 学習後には「〇〇の一員」という自覚につながる「気付き」を大切にしましょう。

🗣️ 「話してみる・聞いてみる」ためには…

- 友達や家族、地域の方々に自分の思いを話してみることや聞いてみることを重視しましょう。
- 他者と関わることで「自分の考えが変わった」「自分の考えがより強くなった」と意識できるように、教師が声をかけたり、価値付けたりしましょう。

❗ 「実践する」ためには…

- 「こうしよう!」というように「主体性」が生まれる授業にしましょう。
- 実践するねらいを子どもたちが意識できるようにしましょう。
- 「今すぐの実践」が難しい場合の学習内容では、「将来の実践」に結び付く「態度化」を意識しましょう。

🔄 「振り返る」ためには…

- 自分が取り組んできたことだけでなく、友達との関わりで変容したこと、より意識が強くなったこと、これからも普段の生活で取り組みたいこと等を意識させましょう。
- 教師の声掛けや評価を通して、自分は学級や学校の一員であること、地域や社会の一員であることに、気付けるようにしたり、自己の成長を感じられるようにしたりしましょう。

3

小・中・高等学校を見通した指導の在り方

	社会科 地理歴史科・公民科 中学年 高学年	
小学校	地域の様子や諸活動、生活の変化や先人の働き等について理解させ、地域社会の一員としての自覚や地域社会に対する誇りと愛情を育てる。また、我が国の国土や産業、歴史、憲法に基づく政治の働き、国際社会における役割等を理解させ、国土や国を愛する心情、産業の発展や政治の働きへの関心、平和を願い世界の人々と共に生きることの自覚を育てる。 (P. 12～13 参照) ■「わたしたちのまち〇〇」「わたしたちの川崎市」 ■「安全なくらしとまちづくり」「健康なくらしとまちづくり」 ■「昔から今へとつづくまちづくり」 ■「食料生産を支える人々」「工業生産を支える人々」 ■「平和で豊かな暮らしをみざして」 ■「暮らしの中の政治」 ■「世界の中の日本」 ●地域社会・我が国の一員としての自覚 ●国民主権と平和な国際社会 	
中学校	身近な地域の調査を通して地域社会の形成に参画しようとする態度や、身近な地域の歴史や我が国の歴史の大きな流れを理解して国民としての自覚を育てたりする。また、日本国憲法に基づく我が国の民主政治の仕組み、議会制民主主義の意義等について理解させ、良識ある主権者として主体的に政治に参加することの意義を考えさせ、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。 (P. 18～19 参照) ■「身近な地域の調査」ー地理的分野ー ■「身近な地域の歴史を調べる活動」ー歴史的分野ー ■「各時代の歴史」ー歴史的分野ー ■「人間を尊重する日本国憲法」ー公民的分野ー ■「私たちの暮らしと民主政治」ー公民的分野ー ■「私たちにできること」ー公民的分野ー ●地域社会の参画への態度と国民としての自覚 ●国民主権を担う公民として必要な基礎的教養 	
高等学校	地理歴史科の学習を通して国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。また、公民科の学習を通して、現代社会の基本的な問題、人間としての在り方生き方、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方、国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割、諸課題の望ましい解決の在り方について考察し、主権者としての自覚と、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。 ■「地理歴史科の学習」ー地理歴史科ー ■「現代の民主政治と政治参加の意義」ー現代社会ー ■「共に生きる社会を目指して」ー現代社会ー ■「現代の諸課題と倫理」ー倫理ー ■「民主政治の基本原則と日本国憲法、国際政治」ー政治・経済ー ■「現代日本、国際社会の政治や経済の諸課題」ー政治・経済ー ●国際社会に生きる日本国民としての自覚と資質 ●現代に生きる人間としての在り方生き方 ●諸課題の主体的考察と政治参加の重要性 	

■単元（題材）

●主権者教育へのつながり

特別活動	総合的な学習の時間
低学年 中学年 高学年	中学年 高学年
自分たちの活動をよくするための話し合いを通して世の中に必要なものに気付く力を養う。 (☞P. 14～15 参照) ■学級活動（１）ウ「係活動の充実」 ■学級活動（１）ウ「創意工夫のある係活動」 ■学級活動（１）ウ「自主的な係活動を考える」 ■委員会活動、児童会活動（１） 「学校に役立つことをしよう」 ●自分が決める ●責任感 ●役割の大切さ	自ら課題意識をもって探究的な学習に取り組むことを通して、地域への誇りと愛着を育み、主権者としての意識を養う。 (☞P. 16～17 参照) ■横断的・総合的な課題についての学習活動 ■児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動 ■地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動 ●自ら課題意識をもつ ●地域への誇りと愛着 ●自己の生き方
学級や学校内をよりよくする話し合いを通して、役割の重要性を理解し、社会の様々な役目に注視できる力を養う。 (☞P. 20～21 参照) ■「係活動の役割について」学級活動（１）ウ ■「生徒会役員選挙の取組」生徒会活動（３） ■委員会活動、生徒会活動（１） 「学校に役立つことをしよう」 ●義務と責任	自ら課題意識をもって探究的な学習に取り組むことを通して、地域の一員としてできることを考え実践し、良識ある主権者としての意識を養う。 (☞P. 22～23 参照) ■横断的・総合的な課題についての学習活動 ■生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動 ■地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動 ■職業や自己の将来にかかわる課題についての学習活動 ●自ら課題意識をもつ ●地域参画意識 ●自己の生き方
学校の自治はもとより、社会にも目を向け、社会の一員であるという自覚を持てるような実践を行う。 ■「身近な社会、生徒会活動」生徒会活動（３）ウ ■「主権者としての望ましい姿を考えよう」 ホームルーム活動（１） ■模擬選挙 ●社会の一員 	自ら課題意識をもって探究的な学習に取り組むことを通して、社会の一員として地域社会に主体的に貢献し、主権者としての自覚を養う。 (☞P. 26～27 参照) ■横断的・総合的な課題についての学習活動 ■生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題についての学習活動 ■自己の在り方生き方や進路にかかわる課題についての学習活動 ●自ら課題意識をもつ ●地域社会参画意識 ●自己の在り方生き方

4

指導にあたって

●公職選挙法の改正



改正で
知るべき
ポイント
は？

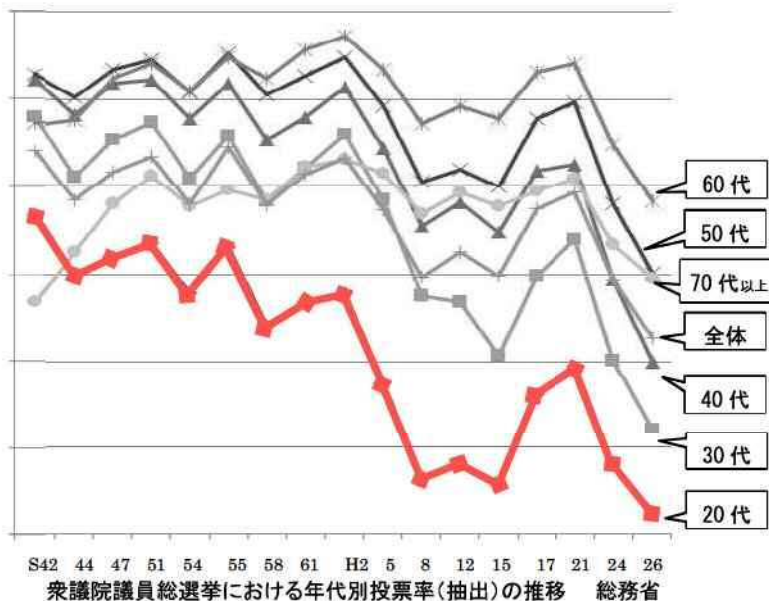
- 選挙権年齢が「20 歳以上」から「18 歳以上」に引き下げ
- 平成 28 年夏の参議院議員通常選挙から適用の見通し
- 18～19 歳の約 240 万人が新たに有権者に加わる

●我が国の「若年層」について



今の
「若年層」
の
様子は？

- 20 代の投票率は低い状態が続いている
- 諸外国に比べ「自国の政治への関心」「自分が社会を変えられる」という意識が低い
- 改正で「若年層の思いが政治に反映されること」を期待



「自国の政治への関心」
～非常に関心がある～
ドイツ:23.1% アメリカ:22.0%
イギリス:19.9% 韓国:16.7%
フランス:14.3% **日本:9.5%**

「私の参加により変えてほしい社会現象
が少し変えられるかもしれない」
～そう思う～
アメリカ:18.9% ドイツ:17.8%
イギリス:14.6% 韓国:11.5%
フランス:11.0% **日本:6.1%**

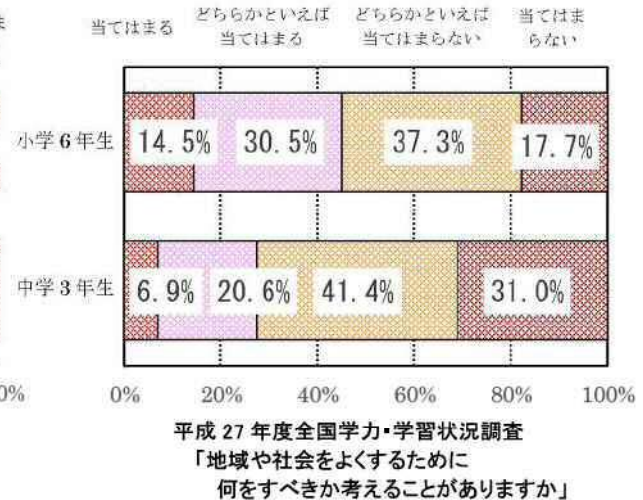
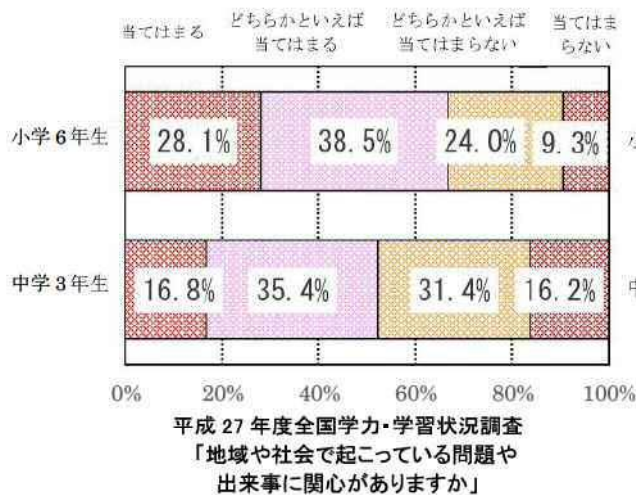
平成 26 年内閣府報告
「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」

●川崎市の子どもたちは・・・



川崎市の
子どもたちの
現状は？

- 地域・社会への関心について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」を合わせると、小学校は 66.6%、中学校は 52.2%となっている
- 「地域・社会の一員」という意識の醸成が求められる



●政治的リテラシーについて



これまでの
取組の
課題は？

- 選挙の意義や重要性を理解させたり、社会や政治に対する判断力、国民主権を担う公民としての意欲や態度を身に付けさせたりすることが十分ではない
- 政治的中立性の要求が非政治性の要求と誤解されている
【総務省「常時啓発事業のあり方等研究会」の最終報告】

公職選挙法の改正、若年層や子どもたちの現状、これまでの取組の課題を踏まえて、「主権者教育」の推進が求められています。地域や社会との関わりを自覚し、主権者として社会に参画する資質・能力を育てるためにも、「小学校・中学校・高等学校」を見通して「自分の意思が社会を創る」という意識を小学校の段階から育むことが必要となります。

5

政治的中立性の確保について

●学校における政治的中立性の確保

教育基本法第14条第2項に基づき、学校は政治的中立性を確保することが求められています。総務省・文部科学省が作成した副教材『『私たちが拓く日本の未来』の活用のための指導資料』（以下：指導資料）及び文部科学省が示した通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（以下：通知）には、政治的中立性の確保に向けた留意事項が示されています。

指導資料及び通知は高等学校を対象としていますが、政治的中立性の確保については小・中学校においても留意する必要があります。ここでは、指導資料と通知の一部を掲載しています。指導にあたっては、全ての内容について十分に理解するようお願いします。

【指導資料】より抜粋

（政治教育）

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

○ 規定の趣旨

教育基本法第14条は、第1項において国家・社会の諸問題の解決に国民一人ひとりが主体的に参画していくことがますます求められる中、とりわけ民主主義社会においては政治に関する様々な知識やこれに対する批判力などの政治的教養が必要であることを踏まえ、それが教育において尊重すべきことを規定している。一方で、第2項は、「公の性質」を有する学校においては、その政治的中立性を確保するため、教育内容に一党一派の政治的な主義・主張が持ち込まれたり、学校が政治的活動の舞台となるようなことは厳に避けなくてはならないことから、学校教育における党派的政治教育の禁止を規定するものである。

（指導資料 P72）

○ 政治的に対立する見解がある現実の課題を指導で取り上げる際の留意点

- ・学校の政治的中立性を保ちつつ、生徒が個人として多様な見方や考え方の中で自分の考えを深めるとともに、学級内で冷静で理性的な議論が行われるようにする。
- ・一つの主張に誘導することを避け、生徒の議論がより深まり、議論の争点についてその背景や多様な意見が見出せるよう、国会等において議論となっている主要な論点について、対立する見解を複数の新聞や国会等における議事録等を用いて紹介することなどにより、偏った取扱いとならないように留意するとともに、新たに生じた重要な論点についても取り扱う。（指導資料 P86）

○ 満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒が混在する授業での配慮

- 実際の選挙に伴って模擬選挙を実施する際には、選挙運動期間中等に、特定の候補者や政党への生徒の支持や不支持を明らかにするような学習活動を行うことは困難が生じることが想定され、慎重な対応が求められる。(指導資料 P 89)
- 選挙運動期間中等に満 18 歳未満の生徒が満 18 歳以上の生徒にある政党の支持を求める発言などを行った場合には、公職選挙法上、満 18 歳未満の者によるものが禁止されている選挙運動となるおそれがあることや、満 18 歳以上の生徒に教員が授業においてどの候補者や政党へ投票したいか尋ねることは、投票の秘密保持の趣旨から控える必要があることから、指導においては留意することが必要である。(指導資料 P 90)

【通知】より抜粋

○ 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

- 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行うこと。
指導にあたっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。
- 教員は、公職選挙法第 137 条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年法律第 51 号）第 103 条第 2 項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することがないように、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

※総務省・文部科学省から発行された副教材「『私たちが拓く日本の未来』の活用のための指導資料」、文部科学省の通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」は、文部科学省のホームページに掲載されています。また、サインズからもダウンロードできますのでご活用ください。
(P 28 を参照してください)



【学習指導要領との関連】地域の様子や諸活動、生活の変化や先人の働き等について理解させ、地域社会の一員としての自覚や地域社会に対する誇りと愛情を育てる。また、我が国の国土や産業、歴史、憲法に基づく政治の働き、国際社会における役割等を理解させ、国土や国を愛する心情、産業の発展や政治の働きへの関心、平和を願い世界の人々と共に生きることの自覚を育てる。

- 「わたしたちのまち〇〇」
- 「わたしたちの川崎市」
- 「安全なくらしとまちづくり」
- 「健康なくらしとまちづくり」
- 「昔から今へとつづくまちづくり」
- 「食料生産を支える人々」
- 「工業生産を支える人々」

●地域社会・我が国の一員としての自覚

【指導の視点】地域や川崎市の様子の学習では、「場所によって違いがある」ことを考えます。地域を紹介するキャッチフレーズを考える等、地域や川崎市に愛着をもてるような活動が考えられます。

「安全・健康」なくらしの学習では、多くの人々の協力の姿を取り上げ、「自分は多くの人々に支えられている」という意識を育てます。

「昔のくらし」の学習では、「自分の生活は先人の知恵や働きに支えられている」という意識をもてるように今と昔のつながりを大切にします。

「産業」の学習では、我が国の産業の特色と人々の工夫や努力について具体例を通して学びます。

「自分を含めた国民の生活が様々な産業に支えられている」ことを考えます。

これらを通して「地域社会・我が国の一員としての自覚」を育てます。

- 「平和で豊かな暮らしを目指して」
- 「暮らしの中の政治」
- 「世界の中の日本」



●国民主権と平和な国際社会

「戦後の歴史」「政治」の学習では戦後日本が民主的な国家として出発していること、国民主権と関連付けて、我が国の政治が日本国憲法に基づいていることを考えるようにします。

「世界の中の日本」では世界平和の大切さと我が国が世界の中で重要な役割を果たしていることについて考えます。

これらを通して「国民主権」の自覚と「平和な国際社会」を目指す意識を育てます。

● 暮らしの中の政治 「憲法とわたしたちの暮らし」

主権者教育との関わり 日本国憲法に基づいて政治が行われていることを学習するにあたり、「国民主権」と関連付けて学習することがポイントとなります。基本的原則や各政治機関等、一見子どもが身近に感じにくいものについても、「国民主権」の視点で考えると「つながり」を意識できます。具体例を取り上げて学習することで、「国の主人公は国民である」「それは自分自身でもある」と意識できるようにします。

○ 単元の流れ



「気付く」

私たちの暮らしは日本国憲法とどのようにつながっているのか

駅のバリアフリー等、子どもたちに身近な例を取り上げて「こういうことも日本国憲法とつながっているの？」という意識をもたせます。この気付きが、「日本国憲法と生活のつながり」という気付きに広がります。



「話してみる・聞いてみる」

国民主権と私たちの暮らしはどのようにつながっているのか

天皇の地位と祝日の意味について調べよう

基本的人権と私たちの暮らしはどのようにつながっているのか

平和主義と私たちの暮らしはどのようにつながっているのか

日本国憲法の基本的原則について具体例を調べます。家族に話を聞いたり、調べたことを学級で交流したり、自分の生活と関連付けたりして、日本国憲法が国家の理想や国民の権利・義務を定めていることについて考えます。



「実践する」(態度化)



「振り返る」

私たちの暮らしは日本国憲法とどのようにつながっているのか

前小単元の国会・内閣・裁判所の働きも踏まえ、暮らしと日本国憲法のつながりについて、これまでの学習を振り返ります。これからも政治に関心を持ち続けること、将来選挙に行くこと等、近い将来主権者になるという自覚のもと、「これからは私は・・・」という態度化を目指します。

[小学校 特別活動]

【学習指導要領との関連】自分たちの活動をよくするための話し合いを通して、世の中に必要なものに気付く力を養う。

- 低学年 学級活動(1)ウ
「係活動の充実」
- 中学年 学級活動(1)ウ
「創意工夫のある係活動」
- 高学年 学級活動(1)ウ
「自主的な係活動を考える」
- 委員会活動、児童会活動(1)
「学校に役立つことをしよう」

- 自分が決める
- 責任感
- 役割の大切さ



【指導の視点】係活動は、当番以外の仕事で自分たちにできる仕事をみんなで話し合って役割分担します。楽しく豊かな学校生活をつくるために、児童が活動内容を工夫できるようにします。発達の段階を踏まえた指導を大切にします。

入学期：学級生活にとって必要な仕事を見つけて自分から進んで取り組みます。

低学年：少人数で構成された係で仲良く助け合って活動します。楽しい学級生活にとって係が必要であるという意識を高めます。

中学年：低学年までの当番的活動から内容を整理統合し、創意工夫が生かされる係活動を組織します。

高学年：教師の指導に頼ることなく自主的に係活動を進め、自分のよさを積極的に生かせる係に所属する等、集団的な質を高めていきます。

【ポイント】児童会活動は、学校の実情や伝統によって様々に設けられ、実践活動の推進の役割を担っています。また、委員会活動は全校の仕事を分担処理する活動です。高学年の全児童による自発的・自治的な活動を通して、異年齢の児童の人間関係を形成し、社会参画の態度を育てていくという、主権者教育の基本となる活動です。

学校生活の充実発展、改善向上を目指すためには、まずは学級内での生徒の自発的・自治的な活動を担任が直接、指導・助言することで生徒の自信が培われます。そのことが児童会活動の創意工夫へと発展していきます。

● 児童会活動 「学校に役立つことをしよう」

主権者教育との関わり 児童会活動を通して、「自分たちの生活をよりよくしていこう」という点を重視していきます。学校内の生活に関心を寄せ、こうしたらもっといいのではないかと気付くとともに、周りの友達や教師と相談し話したり聞いたりしながら実現可能なことにつなげます。また、実践していくことで自分たちの生活の向上のためになったという充実感が得られます。

○ 年間の活動



「気付く」

4月 児童会の活動（事前の活動）

- ・ 学校生活の中で、足りないところや、もっと工夫をすると生活が豊かになる点について事前に考えておく

校内の活動で自分たちができることを出し合います。できることに気付くことが、次への活動につながります。



「話してみる・聞いてみる」

5月 代表委員会

- ・ 運営には高学年が当たる。
- ・ 校内に目を向け、よりよい生活づくりのためにできることは何かを、話し合う

児童会活動を通して、望ましい人間関係を築き、学校の一員としてよりよい学校づくりに参画します。



「実践する」

～2月 児童会活動（委員会）活動を活発にしよう

活動事例1：「あいさつ運動」

活動事例2：「放送委員会のよりよい活動を目指して」

活動内容は、具体的で分かりやすく、継続して実践できることが大事です。全校の児童の学校生活に関わる活動内容にします。協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育てることで、学校生活が過ごしやすくなっていくことを体験しながら学んでいきます。



「話してみる・聞いてみる」

3月 児童集会で活動の様子を全校児童に知らせる



「振り返る」

活動の成果

- ・ 今年度の児童会の活動について全校児童に伝える
- ・ 次年度につながる活動に注目する
- ・ 達成できたことを児童が共有し達成感につなげる
- ・ うまくなかったことは、もう一度原因を考え、もっとよくするためにできることを委員会で振り返る

学級では、発達段階に応じて担任がこれらの活動を認めることが大切です。



【学習指導要領との関連】自ら課題意識をもって探究的な学習に取り組むことを通して、地域への誇りと愛着を育み、主権者としての意識を養う。

横断的・総合的な課題についての学習活動

■国際理解 ■情報

■環境 ■福祉・健康 等

児童がそれぞれの発達段階に応じて興味・関心を抱く課題

■将来の夢や憧れをもち挑戦する

■ものづくり

■生命の神秘や不思議さを明らかにする 等

各地域や各学校に固有な諸課題

■地域の伝統、文化

■行事、生活習慣

■産業、経済 等

- 等

16

● 「普段の暮らしの幸せを考えよう」

主権者教育との関わり 自らの体験をもとに、すべての人々の幸せのために、実現したいことを考えます。自分たちが住む地域のためにできることを、様々な人や行政（社会福祉協議会、区役所、市役所等）との関わりから考えていくことで、主権者としての意識の基礎を養います。

○ 単元の流れ



「気付く」

日常生活を振り返り、福祉について気付いたことを出し合う



「話してみる・聞いてみる」

「福祉」という言葉から、連想することを出し合い、疑問に思ったことや問題点を話し合い、福祉に対する気付きを引き出します。

体験活動を通して、すべての人々の普段の暮らしの幸せとはどのようなことなのかを考え、様々な人から話を聞いたり、話し合ったりする

体験活動の例

- ・疑似体験活動
- ・福祉の仕事に携わる人からの講話
- ・障がいをもった人からの講話
- ・地域のバリアフリーを探しにいく活動



「実践する」

体験活動をする際には、介助を行う人の視点からも活動が行えるようにすることで、多様な視点から福祉について考えることができます。

すべての人々の普段の暮らしの幸せのために自分が実践できることを考える

活動の例

- ・地域のユニバーサルデザインを検証し、点字ブロック上の自転車等を移動させたい
- ・近くにある高齢者施設で何かできないか
- ・どんな時に介助や支援が必要なのかをパンフレットにまとめ、広く知らせたい 等



「振り返る」

学んだことを振り返り、福祉について更に考える

話し合った実現可能なことを企画書にし、行政（社会福祉協議会、区役所、市役所等）に提案することも考えられます。自分たちが考えたことを実現するための一歩が踏みだせることを経験することで、主権者としての意識が養われると考えます。

学んだことをていねいに振り返ることは、自分が行ったことに対しての達成感を生み出し、単元終了後にも意識が続いていくことにつながります。

[中学校 社会科]

【学習指導要領との関連】身近な地域の調査を通して地域社会の形成に参画しようとする態度や、身近な地域の歴史や我が国の歴史の大きな流れを理解して国民としての自覚を育てたりする。また、日本国憲法に基づく我が国の民主政治の仕組み、議会制民主主義の意義等について理解させ、良識ある主権者として主体的に政治に参加することの意義を考えさせ、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。

地理的分野

- 「身近な地域の調査」

歴史的分野

- 「身近な地域の歴史」
- 「各時代の歴史」

●地域社会の参画への態度と
国民としての自覚

【指導の視点】地理的分野では、社会参画の視点を取り入れた身近な地域の調査を行い、身近な地域の発展に努力しようとする態度を育てます。歴史的分野では各時代の歴史や身近な地域の歴史を学習することで、地域への関心を高め、我が国の歴史の大きな流れを理解し、国民としての自覚を育てます。地域や過去と自分のつながりを意識し、公民的分野との関連を大切にします。

これらを通じて地域社会の参画への態度と国民としての自覚を育てます。

公民的分野

- 「人間を尊重する日本国憲法」
- 「私たちの暮らしと民主政治」
- 「私たちにできること」

●国民主権を担う公民として
必要な基礎的教養

日本国憲法についての学習では、日本国憲法に基づいて、民主的な政治が行われるということを考えさせます。

民主政治と政治参加の学習では、住民としての自治意識の基礎を育て、議会制民主主義の意義について考えさせます。また、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連、選挙の意義についても考えさせます。

「私たちにできること」では、持続可能な社会を形成するという観点からこれまでの学習を生かして課題を探究し、これからの社会参画に向けた手がかりを得るようにします。

これらを通じて、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培います。



● 私たちの暮らしと民主政治 「民主主義と日本の政治」

主権者教育との関わり 国民の意思が政治を動かし、政治における各機関の働きが国民生活の向上のためにあることを学びます。投票率が話題となるのは、国民一人一人がそのことを意識する必要があることを示しているから、と考えられるようにします。単元末には選挙権を得るまでの3年間の指針を一人一人が考えたり、ポスター制作等の実践に結び付けたりして、3年後の投票を意識させる等の手立ても考えられます。

○ 単元のながれ



「気付く」

なぜ投票率の低さが話題となるのか

「投票率が話題になる」という事実から投票率について考えます。年代別の投票率の違い等も示すと身近に感じられます。



「話してみる・聞いてみる」

民主主義とはどのようなものか

歴史的分野と関連付けて、民主主義や選挙権は長い歴史の中で生まれてきたものであり、多数決の原理がとられていることを確認します。

選挙の課題にはどのようなものがあるのか

政党、世論とマスメディア、国会の地位と仕事、国会の仕組み、国会議員、内閣の仕事、議院内閣制、これからの行政等について調べ、その役割を考える

国会や内閣等の仕事については「投票率が低かったらどうなるか」ということも踏まえ、それぞれの関連について調べ、話し合います。これからの行政については「効率と公正」の視点で考え、自分の生活やこれからの生活と関連付けて考えるようにします。



「実践する」(態度化)



「振り返る」

なぜ投票率の低さが話題となるのか

これまでの学習を「投票率」と関連付けて振り返ります。国民の政治参加により民主政治を推進することが大切であることを押さえ、3年後の「主権者としての自分」に目を向けます。選挙の大切さを呼びかける活動を行うことも考えられ、主権者になるという自覚が「社会の一員」の自覚につながります。

〔中学校 特別活動〕

【学習指導要領との関連】学級や学校内をよりよくする話し合いを通して、役割の重要性を理解し、社会の様々な役目に注視できる力を養う。

- 「係活動の役割について」学級活動（１）ウ
- 「生徒会役員選挙の取組」生徒会活動（３）
- 「マニフェストの作成」
委員会活動、生徒会活動（１）

● 義務と責任



【指導の視点】係活動は、学級内のよりよい生活を送るためには欠かせないものです。学級における実情に応じて必要な係は何かを話し合いで決めていきます。小学校での経験を生かし、役割分担をしていきます。学級内の係活動を通して、世の中には自分がつきたい係でなくても誰かがやらなければならないものもあること、係としての責任を果たすことは必要不可欠であることを学びます。

この経験は社会の一員としての自覚と責任に結び付く活動です。その経験が主権者としてどうあるべきかという一歩につながります。

【ポイント】生徒会役員選挙は社会に出るまでに、選挙制度の仕組みを学ぶことができるよい機会です。生徒会役員選挙を通して、自分たちの代表を決めるということは、主権者としてどのような社会を形成していくかを真剣に考えるきっかけになります。また、生徒会活動は、限られた日課の中で効率よく行うことが大切です。

【ポイント】委員会活動は、学校の実情や伝統によって設定され、生徒会活動における実践活動の推進の役割を担っています。学校生活の充実発展、改善向上を目指すために生徒の自発的・自治的な活動を教師が指導・助言することで学校の活性化を図る一助になり、その経験が主権者としての心構えにもつながります。

● 「マニフェストの作成」

主権者教育との関わり 委員会活動は全校の仕事を分担処理する活動なのでマニフェストを提示することで活動が明確になります。目標達成のためにはどのような計画をし、実践していくことが、成功へのプロセスとなるかを学びます。そのことが、社会参画への意思とつながる活動です。

○ 単元の流れ



「気付く」

4月 委員会の活動

- ・マニフェストの計画をたてる
- ・マニフェストの達成のための活動を考える
- ・学校生活の中で、足りないところや、もっと工夫をすると生活が豊かになる点について事前に考えておく



「話してみる・聞いてみる」

5月 「生徒総会」でマニフェストを達成させるための取組を発表する



「話してみる・聞いてみる」

～3月 生徒集会等で取組状況を全校生徒に向けて報告する

生徒集会での報告会（例）

- ・生徒集会での活動の報告会を行う
- ・委員長が全校に活動を伝える機会をもつ



「実践する」

3月 最後の生徒総会で、活動状況を全校に報告する



「振り返る」

次年度につなげる活動

- ・次年度につながる活動に注目する
- ・達成できたことが全校に示されることで委員会全体の達成感につながる
- ・うまくいかなかった理由はどこにあるのか再度委員会の中で話し合い、振り返る

生徒会活動を通して、「自分たちの生活を自分たちでつくろう」という点を重視していきます。学校内の生活に関心を寄せ、学校内の諸問題に関して解決するためには、役割の重要性に気付くとともに、話したり聞いたりする話し合いを通して実現するための方法を見つけ、実践していきます。このことがいずれは、社会貢献へとつながっていきます。

委員会活動を通して、企画力や実践力を養います。委員会活動をマニフェストとして表すことで各委員会の目標や活動内容が明確になり、視覚化され身近なものとなります。活動を振り返り、次年度につながるようにしていきます。

〔中学校 総合的な学習の時間〕

【学習指導要領との関連】自ら課題意識をもって探究的な学習に取り組むことを通して、地域の一員としてできることを考え実践し、良識ある主権者としての意識を養う。

横断的・総合的な課題についての 学習活動

- 国際理解 ■情報
- 環境 ■福祉・健康 等
- 生徒の興味・関心に基づく課題
- 楽しく豊かな生活を送るための
ものづくり
- 生命の神秘や不思議さを明らかにする 等

地域や学校の特色に応じた課題

- 地域の伝統、文化
- 行事、生活習慣
- 産業、経済 等

職業や自己の将来に関わる課題

- 具体的な体験活動や調査活動

- 自ら課題意識をもつ
- 地域参画意識
- 自己の生き方

【指導の視点】「国際理解」では京都、奈良の修学旅行を通して日本の伝統文化のよさに気付いたり、外国人観光客の推移等を調べたりし、日本の伝統文化を広めていく方法を考える学習活動が展開できます。

「情報」では、現代の情報社会における諸問題について議論する学習等が考えられます。

「環境」では、地域の環境問題を取り上げて、改善のためにどのように取り組んでいけるかを考えることができます。

「福祉・健康」では、すべての人が幸せに生きていくことを考えます。高齢者や障がいをもった方とふれあったり、地域のバリアフリーを調べたりする活動を通して、どのように行動していけばよいのか、相手の気持ちを尊重しながら、具体的に活動することが考えられます。

「楽しく豊かな生活を送るためのものづくり」では、アイデアをもとに、地域の商店や企業と一緒に作る活動が考えられます。

「生命の神秘や不思議さを明らかにする」では、生活の中で不思議に思ったことや疑問に思ったことを明らかにするために、実験等を取り入れて探究していくことが考えられます。

「地域の伝統、文化」では、地域に伝わる祭りや踊り等、伝統文化を調べ、それらを広く効果的に伝えるための方法を考え、実際に活動をしていくことが考えられます。

「行事、生活習慣」では、現在行われている地域の行事に積極的に参加し、主催者として祭りのPRをしていく活動等が考えられます。

「産業、経済」では、地域の特産物や工芸品を広めていくための方法を考える等の学習活動が考えられます。

【ポイント】「具体的な体験活動や調査活動」では、地域での職場体験等を通して、実社会を垣間見ることにより、働くために必要な力とは何か、そのために今自分ができることは何かを考える学習が展開できます。また、地域の人々の意見を聞き、地域のためにできることを立案し、実践する活動が考えられます。

● 「自分の未来を考えよう ～タウンリサーチから職場体験へ～」

主権者教育との関わり 職場体験で学んだことをもとに働くことの意味を考えます。その上で、自分たちの地域のよさや諸課題に目を向け、よりよい地域になるように自ら進んで行動することを通して、主権者としての意識をもつことを養います。

○ 単元の流れ



「気付く」

自分の身の回りの会社や商店、働く人を見て気付いたことを話し合う



「話してみる・聞いてみる」

家の周り、通学路等を中心に商店で働く人の様子や商店を意識的に見るようにします。疑問に思ったことや問題点を出し合い、働くことに対する気付きを引き出します。

職場体験を通して、地域の方たちがどのような思いで働いているのか探る

体験活動の例

- ・ 様々な職業の方からの講話
- ・ 地域での職場体験を行う
- ・ ものづくり体験学習

「働く」ということに対して意見交流し、自分なりの考えをまとめる



「実践する」

相手意識をもって活動することで、誰に対して、何のためにまとめるのか等、伝えるべき内容が明確になります。

地域のために、自分たちができることは何か考え、実行する

活動の例

- ・ 地域の人とふれあえる活動を考える
- ・ 商店街の活性化をするために、パンフレットを作成する
- ・ 清掃活動を行う
- ・ 地域の働いている人の様子や思いをCMにする

話し合った実現可能なことを企画書にし、行政（区役所、市役所等）等に提案することも考えられます。自分たちが考えたことを実現させていく経験をすることで、良識ある主権者としての意識を養えると考えます。



「振り返る」

学んだことを振り返り、働くということについて更に考えよう

学んだことをていねいに振り返ることは、自分が行ったことに対しての達成感を生み出し、単元終了後にも意識が続いていくことにつながると考えます。



特別支援学級・特別支援学校

【学習指導要領との関連】 特別支援学級・特別支援学校においては、児童生徒の障がいの状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に即した取組をする。自分のこととして課題を捉え、地域への誇りと愛着をもち、主権者としての意識の基礎を養う。

【取組にあたって】

- ・特別支援学級においては、交流及び共同学習として、社会科・特別活動・総合的な学習の時間・自立活動をはじめとした各教科等の学習や教育課程全体の中で取り組んでください。
- ・特別支援学校（知的障がいを除く）においては、小学校・中学校・高等学校に準じた教育課程の中で取り組んでください。
- ・知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校、また、その教育課程を取り入れる特別支援学級の場合は生活科（小学部）・社会科（中学部・高等部）・各教科等を合わせた指導・特別活動・自立活動をはじめとした教育課程全体の中で取り組んでください。

特別支援学校（知的障がい）

〈小学部〉生活科

■役割

■社会の仕組み

〈中学部〉社会科

■集団生活ときまり

■社会の出来事

■地域の様子や社会の変化

〈高等部〉社会科

■集団生活と役割・責任

■きまり

■社会的事象

等

- 集団参加
- 自分の役割を果たす
- 地域社会の一員としての自覚
- 身近な地域と自分との関わり
- 自他の人格の尊重
- 社会的義務や責任



【指導の視点】 自立活動の「人間関係の形成」の区分に示されている項目等から指導内容を選定し、その活動を通して、人に対する基本的な信頼関係をもてるようにしていくこと等が考えられます。身近な人と親密な関係を築き、周囲の人とのやり取りを広げることが集団参加の基盤になっていきます。

教師と一緒に集団に参加することを通して、友達を知ること、友達と一緒に活動をするを大切にしていきます。集団活動で簡単な係活動をしたり、活動の準備や活動における役割を主体的に果たしたりしていく学習活動が考えられます。家庭等においても役割を担えるよう連携を図ることも大切です。

学級や学校の中で、役割を分担して仕事をする、困った時、わからない時は人に尋ねたり教えてもらったりする、友達等が困っている時は手助けをする等の具体的な活動を通して、助け合って生活することが必要なことを学びます。

家庭、学校、地域社会等、身の回りを中心とした社会でのきまりを知り、生活の中でそれを守ることを身に付けます。円滑な社会生活を営むための知識と態度を学びます。

● 「生徒会役員選挙を通して、選挙の仕組みについて学ぶ」

主権者教育との関わり 生徒会活動は生徒の立場で自分たちの学校をよりよくしていくための活動です。自分たちのリーダーとしての生徒会役員を選挙で決めていく経験を通して、選挙の意義や具体的な仕組みを理解します。

○ 単元の流れ



「気付く」

生徒会役員選挙はなぜ必要なのか

生徒会役員選挙の告示があることを知り、何のための選挙なのかを考えます。自分たち一人一人が「生徒会」の一員であることを意識します。



「話してみる・聞いてみる」

生徒会役員とはどんな役割を担っているのか

活動の例

- ・生徒会活動の1年について話を聞く
- ・生徒会選挙の流れについて話を聞く
- ・実際の選挙の仕組みについて話を聞く 等

実際の選挙の流れについて知ります。
選挙の仕組みについて学びます。



「実践する」

生徒会活動について具体的にどんなことをしているのか調べる
どんな学校にしたいのかを考える
選挙演説を聞いて、みんなの代表としてがんばってくれる人かを考える
実際に、生徒会役員選挙を行う

活動の例

- ・自分が参加した活動について写真等を見て振り返る
- ・学校のよいところや改善したいことについて考える
- ・選挙に立候補している人の話を聞く
- ・模擬選挙をやってみる 等

- ・模擬選挙等では、流れを示して見通しをもてるようにしたり、視覚的に分かりやすくしたりする等の工夫をするとよいでしょう。
- ・投票用紙に顔写真を入れる等、選びやすい工夫をしましょう。

実際にどのように投票するのか、体験を通して知ります。生徒会役員選挙を実際に経験することで、選挙の仕組みを理解します。



「振り返る」

生徒会の一員としてどんなことができるか、自覚をもって生活をする

より良い学校生活になるために生徒会の一員としてできることを実践していきます。



高等学校

高等学校においては、総務省・文部科学省発行の「私たちが拓く日本の未来」（以下、副教材）及び『私たちが拓く日本の未来』活用のための指導資料」（以下、指導資料）を有効に活用し、取り組んでください。公民科の授業と総合的な学習の時間、特別活動のそれぞれの取り組む内容と時期を互いに確認し、関連性を持たせ、効果ある取組となるように指導計画の作成をお願いします。

● 公民科（現代社会、倫理、政治・経済）として…

○授業での取組



これまでと同様に学習指導要領に基づき、授業を行ってください。それぞれの科目で主権者教育に関わる内容を扱う際に、主権者としての在り方生き方を考えることの大切さに触れ、また副教材の＜解説編＞等を有効に活用し、理解を深めるよう取り組んでください。

・取組例

- 現代社会「現代の民主政治と政治参加の意義」で、権利に関する学習、特に参政権等に触れる際に、副教材＜解説編＞第1章「有権者になるということ」等が活用できます。また地方自治に関しての内容に触れる際に、第3章「政治の仕組み」等が活用できます。
- 政治・経済「民主政治の基本原則と日本国憲法」で、国民投票に関する内容に触れる際に第5章「憲法改正国民投票」等が活用できます。

● 総合的な学習の時間、特別活動（公民科の授業での取組も可）として…

○話し合い、討論の取組



高校生としての「話してみる・聞いてみる」活動は、教科での学習活動や学校行事での活動等に利用できますので、副教材＜実践編＞第2章等を活用し、題材に合った有効な話し合い方法、討論方法を行ってください。

・取組例

ホームルーム活動や生徒会活動においては、話し合う際に、「テーマに沿って話すること」「みんなが平等な関係で自由に話し合うこと」が基本となります。付箋や模造紙を使ったり、メンバーを入れ替えて行ったり状況に応じた話し合いの方法があります。高校生ならば、話し合いの方法を自分たちで決めさせてから行うのも有効です。「正解が一つに定まらない問いに取り組む学び」を積極的に取り入れましょう。

※イベントとして終わるのではなく、日ごろの学校生活の中で政治や社会課題を意識させます。

○模擬活動の取組

「模擬選挙（架空の選挙を実施する）」「模擬選挙（実際の選挙に合わせて実施する）」
「模擬請願」、「模擬議会」等模擬活動は、生徒の興味関心も高く、取り組みやすい活動で
す。副教材＜実践編＞第3章等のワークシート等を利用し、取り組んでください。

・取組例

実際の選挙に合わせて模擬選挙を実施します。単なる投票
ではないので、事前事後学習が大切になります。事前にそれぞ
れの政策等について調べ、話し合いを行います。

副教材＜実践編＞P. 66 ワークシート等を活用し取り組んでください。その後、開票結
果をみて、実際の開票との違い、その理由等の話し合いを行うことは効果的です。その
際、P. 70 ワークシート等が活用できます。



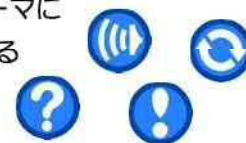
※留意点：指導資料＜実践編＞P. 20～P. 22②実践的な教育活動を行うに当たっての留意点
を参考にし、結論を出すことに固執したり、特定の見方や考え方に偏ったりしないよう
留意してください。

○課題探究型の取組

「川崎の魅力を発信しよう」「地域の活性化にむけて」等、テーマに
基づいた取組を企画します。自ら問題を発見し、検討し、実施する
学習活動になります。

・取組例

課題探究型の取組を進めていく際には、副教材＜実践編＞P. 44～P. 49 や P. 78～P. 89
等を活用し、地域等の課題を見つけ、解決に向けた議論を行い、実践例を検討するなど
の取組を実施してください。



○外部講師等を利用した取組

卒業生や社会人の講話、「ハイスクール出前講座」等、外部講師の利用は上記のどの取
組でも活用できますので、有効に行ってください。

「ハイスクール出前講座」等に関して、選挙管理委員会と打合せを綿密に
行い、生徒に「何を」「どのように」学ばせるのかを検討して実施しましょう。



※選挙運動や政治活動等に関する指導について

選挙の前後を利用し、選挙に対する知識、特に生徒たちが法に抵触することのないように
指導を行うことが大切です。その際、先生方も「学校における政治的中立性の確保」に十分
に留意し、副教材＜参考編＞第1、2章、指導資料P. 72～P. 80 指導上の政治的中立性の確保
等に関する留意点等を利用して指導を行ってください。

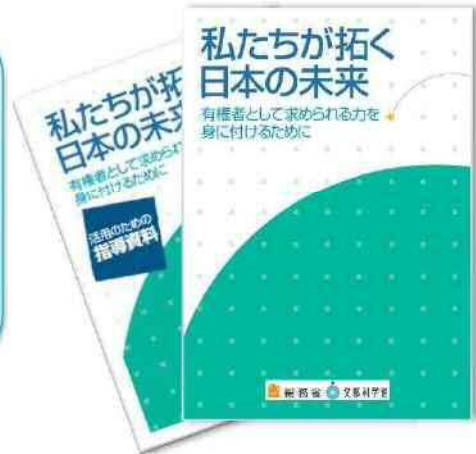
7

参考資料紹介

〔文部科学省〕

高校生向けの副教材「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」が配布されました。選挙の実際や政治の仕組みについて解説するとともにすべての教科等において取り入れたい話し合いの手法、また、選挙管理委員会等と連携した模擬選挙や模擬議会等、実践的な学習活動を紹介するものです。(活用のための指導資料も同時に配布)

※副教材は、サインズからもダウンロードできます。



【ダウンロードの方法】

SAINS-WEB

さいんず うえぶ

ID管理システム サインズアンケート

校務支援システム関係

ICT関係Q & A

研修・研究関係

総合教育センター

カリキュラムセンター

情報・視聴覚センター

特別支援教育センター

教育情報

かわさき

校長会

教育委

障害・メンテ

選挙主権のイ

2015/11/06 KEINS-NET

2015/04/01 校務支援シス

SAINS-WEB

ID管理システム サイ

トップページ カリキュラムセンター

校務支援システム関係

ICT関係Q & A

研修・研究関係

総合教育センター

カリキュラムセンター

各種文書

冊子・刊行物

外国語教育

理科教育

冊子・刊行物

平成26年度「きめ細やかな指導・学び研 (PDF)

平成26年度 学校教育の指導の重点 (川崎市教育委員会) (PDF)

総務省・文部科学省発行「政治や選挙等に関する副教材『私たちが拓く日本の未来』」(PDF)

副教材 『私たちが拓く日本の未来』

表紙 ~ p.5 「未来を担う私たち」

p.5 ~ p.29 「解説編」

p.30 ~ p.89 「実践編」

p.90 ~ p.104 「参考編」

指導資料 『活用のための指導資料』

表紙 ~ p.5 「はじめに」

p.5 ~ p.15 「副教材の活用にあたって」

p.16 ~ p.34 「副教材を活用した実践事例」

p.35 ~ p.71 「副教材を活用した実践事例」

p.72 ~ p.96 「指導上の政治的中立性の確保等に関する留意点」

文部科学省通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等に生徒における政治的活動等について」(PDF)

平成27年10月29日、文部科学省から「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」が示されました。

主な内容として、

第1「高等学校等における政治的教養の教育」

第2「政治的教養の教育に関する指導上の留意事項」

第3「高等学校等の生徒の政治的活動等」

他に、「選挙運動」「政治的活動」「投票運動」の定義も示してあります。

※これに伴い、昭和44年10月31日付け、文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止されました。



※サインズよりダウンロード（P 28 参照）できます。

「投票と選挙運動についてのQ & A」より

総務省・文部科学省発行の副教材「私たちが拓く日本の未来」の参考編 第1章「投票と選挙運動についてのQ & A」に掲載されている質問。

Q16：私は18歳ですが、18歳の同級生から「今度、食事をおごるから」とか「宿題を代わりにやってあげるから」と言われ、「その代わり、次の選挙では〇〇さん（〇〇党）に投票してね」と言われました。このようなことは許されるのですか。

A16：もし、選挙運動期間（選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間）外に、あなたに対して同級生が特定の候補者への投票を呼びかけるような選挙運動を行った場合は、公職選挙法に違反します。

また、同級生があなたに対して、特定の候補者を当選させる目的で、飲食物や労務の無償提供などの財産上の利益（選挙人の心を動かしようとする認められる程度のものと解されています）の提供を申し出ることは、選挙人であるあなたに対する利益供与の申込みに当たり、選挙運動期間の内外を問わず、買収罪に問われるおそれがあります。

なお、利益供与を受けた場合、あなた自身も買収罪に問われるおそれがあります。

他にも下記のような質問等があります。解説や他の質問は副教材に記載されていますのでご確認ください。（副教材のダウンロードはP28参照）

Q3：投票日の日曜日は部活動の試合があるため、投票には行けません。どうすればいいですか。

Q9：そもそも選挙運動とは何ですか。また、できることと、できないことは何ですか。

Q10：選挙運動と政治活動は同じものですか。選挙運動や政治活動について、高校生として注意すべきことは何ですか。

Q14：選挙が始まりました。ある候補者への投票を呼びかけるチラシを配るアルバイトを行ってもいいですか。

Q17：〇〇党のために活動をしているという人から、同級生（同じ部活動に属する部員）の連絡先一覧を渡すように言われました。渡してしまってよいものでしょうか。

Q18：同級生から〇〇党の演説会に出るよう強く誘われて困っています。こういうことは認められるのですか。

Q21：公職選挙法違反を行った場合、20歳未満でも罰せられますか。

「学校における指導に関するQ & A」より

副教材「私たちが拓く日本の未来 活用のための指導資料」の指導上の政治的中立の確保等に関する留意点の「**学校における指導に関するQ & A**」に掲載されている質問。

Q10：実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、模擬選挙の事前指導（事後指導）で、どの政党等に投票するか（投票したか）を、他の生徒の前で発表させてもよいでしょうか。

A10：実際の選挙に当たってどの政党や候補者に投票しようとしているかは、投票の秘密として守られるべきものであり、選挙運動期間中等に満18歳以上の生徒に尋ねることは控える必要があります。

また、実際の選挙が開票され、当選人確定後に当該学校の模擬選挙の結果などをとりまとめ全有権者との比較を行うことなどは考えられますが、満18歳以上の生徒についてどの政党や候補者に投票したかは、投票の秘密として守られるべきものであり、個々人の投票先を生徒に発表させることは控えるべきです。

他にも下記のような質問等があります。解説や他の質問は副教材に記載されていますのでご確認ください。（副教材のダウンロードはP28 参照）

Q3：授業中、個別の課題に関して教員が特定の見解を取り上げることは良いのでしょうか。

また、特定の見解を自分の考えとして述べてもよいでしょうか。

Q4：授業中、特定の政党に関してその政策等に触れてもよいでしょうか。

Q5：政治的教養を育む教育を実施する場合には、特定の政党に所属している首長や国会議員、地方議会議員、政党関係者等を学校に招くことはどのように考えればよいでしょうか。

Q8：政治的に対立する見解がある現実の課題を指導するに当たって、新聞記事等を活用する場合、どのような点に留意したらよいでしょうか。

Q11：実際の選挙に合わせて模擬選挙を行う際には、実在するすべての政党を取り扱う必要があるのでしょうか。



川崎市議会

川崎市議会のホームページです。役割や仕組みや声を市政に届ける方法を分かりやすく解説しています。

川崎市議会では、学校からの要望にお応えし、市議会見学を実施することもできます。お申込みやご相談に関しては、直接ご連絡ください。

●議会局総務部 広報・報道担当 200-3377

まちの明日、私たちの将来を考え、話し合うところ

かわ さき し き かい

こんにちは **川崎市議会** です

川崎市議会キッズページ



わたしたちは毎日、水道の水を使い、道路を通って学校に行き、公園で遊んだりしています。

水道、道路、学校、公園などをつくったり、管理したりするのは川崎市のしごとで、どれも大切なことばかりです。ですからみんなで話し合い、つくり方やつかい方を決める必要があります。

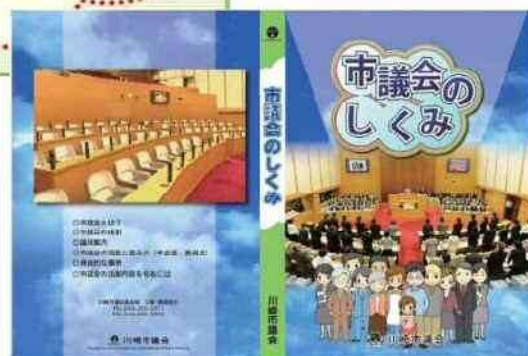
でも、市民が全員で話し合うのはむずかしいため、選挙で選ばれた代表者(=議員)がみんなの代わりに話し合いをします。

それが**市議会**です。わたしたちの生活と社会が、豊かでよりよいものになるために、市議会は大切な役割をはたしています。

市議会の
ホームページを
見てみよう



川崎市議会のホームページから、広報用DVD『市議会のしくみ』をご覧ください。写真やイラスト、アニメーションを盛り込み、市議会の活動や会議の流れなどを紹介している約18分間の映像です。DVD『市議会のしくみ』の視聴ページへアクセスしてご覧ください。



社会科の授業での取組

社会科の授業では、「地方自治」の学習で、小学校・中学校ともに川崎市議会を例とした学習ができます。小学校では身近な事例を取り上げ、それらが住民の願いで実現する過程を学びます。その過程の中で川崎市議会の役割を学習します。また、中学校では「地方自治と住民参加」についての学習で地方自治の仕組み、地方議会の様子等に関連して川崎市議会を取り上げることができます。



総合的な学習の時間での取組

総合的な学習の時間では、横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題について学習活動を行う際、地域の人々や行政との関わりが必要になる場合があります。そのようなとき、様々な市の問題がどのような形で議論され解決されていくのか等、市議会の役割を学ぶことで、自分たちの活動の仕方を振り返ることができます。また、願いを市議会に伝える仕組みを知ること、より現実に近づく活動にすることができます。

川崎市選挙管理委員会

選挙管理委員会は教育委員会と連携して、生徒会役員選挙協力事業や出前講座の実施等、参加・実践型の取組を行っています。

選挙権年齢の引き下げにより、新たに有権者となる若年層が、自由な意思により選挙権を行使することができるよう啓発に取り組むとともに、「実の伴った内容の主権者教育」を充実させるため、啓発事業を拡大・新規展開しています。

また、文部科学省からも、教育委員会は選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、主権者教育及び若者の政治参加を促進する取組の一層の充実を図ることの依頼（H27.7）が来ていますので、積極的に活用をお願いします。

●川崎市選挙管理委員会事務局 200-3427

選挙権年齢の引き下げに伴って拡大・新規展開する啓発事業

中学校	啓発チラシ	中学3年生向け選挙啓発紙「15世代（イチゴ世代）」の発行。 選挙の種類や選挙の流れ、ルール等を知ってもらい、実際に選挙権を得た際の投票行動へつなげることを目的として、選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会が発行し、市内の中学3年生に配布。
	生徒会役員選挙協力事業	「生徒会役員選挙協力事業」の推進。【P35】 実際の選挙と同様の方法で生徒会役員の選挙を体験し、民主主義の基本である正しい選挙の在り方を学び、生徒一人一人の選挙に対する認識や関心を深めることを目的として、選挙機材の貸出しや手引き等の提供を行っており、高校等からの依頼にも対応できます。
	広報関係	「教育だより かわさき」2015年11月号（Vol.105）に掲載。
高等学校	出前講座	「ハイスクール出前講座」の推進。【P36】 18歳になったら有権者となることの責任を自覚し、選挙における投票行動につながることを目的として、実際の選挙での投票の仕方や有権者としての心構えを盛り込むことで、生徒自身の政治や選挙に関する意識の向上を図っています。中学校等からの依頼にも対応できます。
	啓発ポスター	選挙執行時に啓発ポスターを掲出。 選挙期日を周知し、より多くの有権者へ投票参加を呼びかけるポスターで、生徒に選挙を身近に感じてもらうことを目的として、学校等にも掲示を依頼しています。
	啓発チラシ	現在作成中（2015年度（平成27年度）内に発行、配布予定）



生徒会役員選挙協力事業

生徒会役員選挙の際に、選挙で実際に使用する機材を使用する等、実際の選挙と同様の方法で投票を身近に体験することにより、正しい選挙の在り方を学ぶとともに、生徒一人一人の選挙に対する認識や関心を深めることを目的として、平成 8 年度から始めています。

選挙管理委員会は、各中学校の希望に応じて、候補者用ののぼり旗、たすき、腕章、投票箱、記載台等を貸し出し、また、教師向けには「生徒会役員選挙の手引き」を提供しています。

平成 27 年度は川崎市内中学校 52 校中 44 校から実施希望がありました。

この事業は主に中学校を対象としています。高等学校等からの依頼にも対応しています。

【生徒会役員選挙の様子】



【貸出物品】



記載台



投票箱



手引き



気軽に
お問合せ
ください

ハイスクール出前講座

有権者としての責任を自覚し、選挙における投票行動につながることを目的として、実際の選挙での投票の仕方や有権者としての心構えを盛り込むことで、生徒自身の政治や選挙に関する意識の向上を図ります。

出前講座は、所要時間や配布資料等について、各学校の要望に応じて講座を開催し、投票箱や記載台等、実物の選挙機材を見せながら、分かりやすく講義します。

なお、中学校、大学等での開催についても、喜んでお引き受けします。

●川崎市選挙管理委員会事務局 200-3427

1 実施時期、所要時間

学校側のご希望に応じて随時。所要時間についても同様。

- * 選挙執行直前は選挙の準備のため、お受けできない場合があります。
- * 講座開催の約1ヶ月前までにお申込みをお願いします。

2 対象人数

全校生徒でも、いずれかの学年の1クラスでも可。

3 講義の形式、内容

極力、学校側のご要望に応じて対応します。最近では、パワーポイントを使用して講義しています。

【内容例】 ①選挙権年齢の引き下げ→②最近の投票率→③1票の重み
→④実際の選挙での投票方法→⑤選挙違反 等

4 申込み方法

次の事項を記載の上、ファックス又は電子メールで送信してください。

- * 担当の先生から直接電話をいただいても結構です。
- * ファックス番号 044-200-3951
- * メールアドレス 91senkyo@citykawasaki.jp



★ ファックスの場合、このまま送信しても結構です。★

1 学校名	
2 日 時	月 日 ()
3 場 所 【例：体育館】	
4 対 象	学年 (組)
5 内容等に 関する要望	
6 その他	
7 担 当	① 氏 名 ② 連絡先

自分の意思が社会を創る
—主権者教育の手引き—

発行日 平成28年2月
発 行 川崎市教育委員会
協 力 川崎市議会局
川崎市選挙管理委員会

